

個別労働関係事件について、裁判官と労働関係に関する専門的な知識経験を有する者が、当該事件を審理し、調停による解決の見込みがある場合にはこれを試みつつ、合議により、権利義務関係を踏まえて事件の内容に即した解決案（労働審判）を決することによって事件の解決を図る手続（労働審判手続）を設け、あわせて、これと訴訟手続とを連携させることにより、事件の内容に即した迅速、適正かつ実効的な解決を図ることを目的とする労働審判制度を創設する。

1 労働審判手続の主体

労働審判手続は、裁判官である労働審判官 1 名、労働関係に関する専門的な知識経験を有する労働審判員 2 名で組織する労働審判委員会で行うものとする。

2 手続の進行

労働審判手続は、地方裁判所において行うものとし、当事者から労働審判手続の申立てがあった場合には、相手方の意向にかかわらず手続を進行させ、原則として、調停により解決し又は労働審判を行うものとする。

3 迅速な審理

労働審判手続においては、特別の事情がある場合を除き、3 回以内の期日で審理を完了するものとする。

4 労働審判

労働審判委員会は、権利義務関係を踏まえて事件の内容に即した労働審判を行うものとする。

労働審判に不服のある当事者は、2 週間以内に異議の申立てをすることができ、その場合には、労働審判はその効力を失うものとする。

異議の申立てがないときは、労働審判は、裁判上の和解と同一の効力を有するものとする。

労働審判委員会は、事案の性質上、労働審判を行うことが紛争の迅速かつ適正な解決のために適当でないと認めるときは、労働審判を行うことなく労働審判事件を終了させることができるものとする。

5 訴訟手続との連携

労働審判に対して異議の申立てがあった場合には、労働審判事件に係る請求については、労働審判手続の申立ての時に、労働審判がなされた地方裁判所に訴えの提起があったものとみなすものとする。

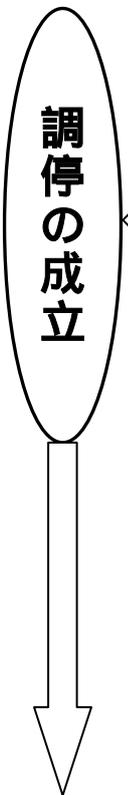
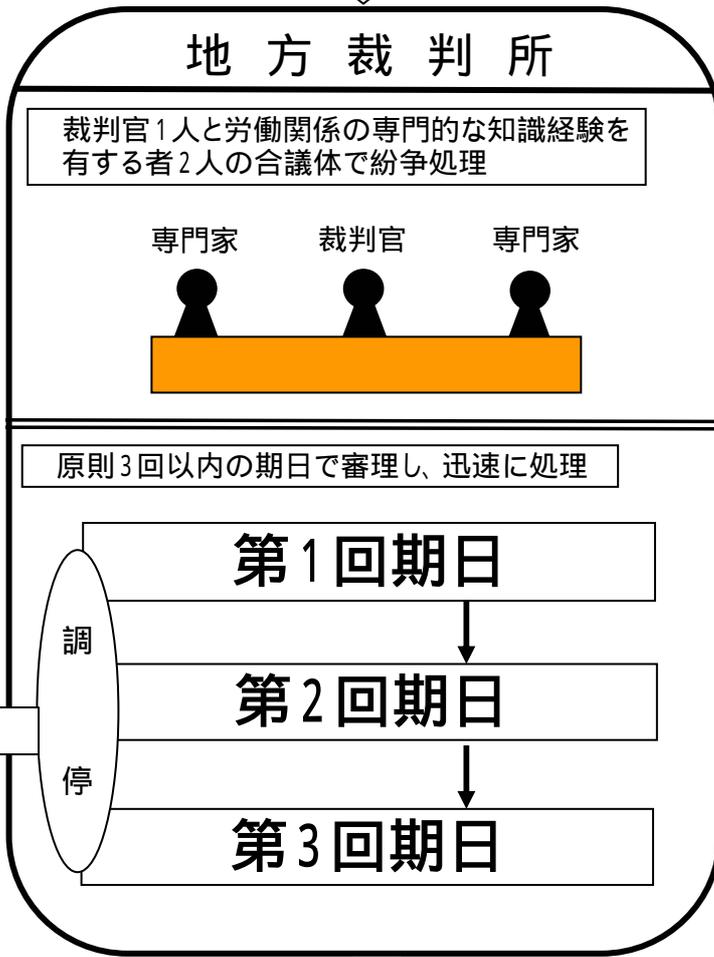
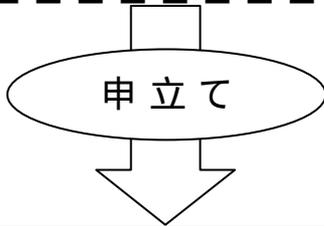
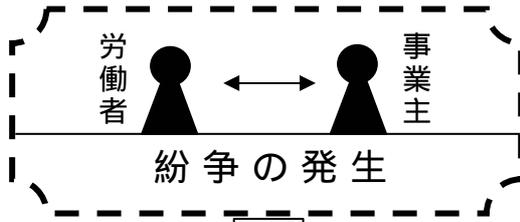
労働審判を行うことなく労働審判事件が終了した場合についても同様とする。

これらの場合における訴えの提起の手数料については、労働審判手続の申立てについて納めた手数料の額に相当する額は、納められたものとみなすものとする。

労働審判制度(仮称)の概要

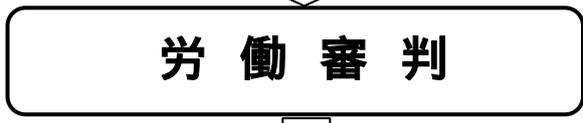
労働審判制度の趣旨

- ・ 個別労働関係事件の増加への対応
- ・ 労働関係の専門的な知識経験をいかした迅速・適正な紛争解決の促進



労働審判を行わず終了

事案の性質上、労働審判を行うことが適当でない場合



受諾(労働審判の確定)

異議の申立て(2週間以内)
(労働審判は失効)

